

加入者の住所の取り扱い変更について

今後の加入者の住所の取り扱いにつきましては、①社会保障・税番号制度の施行に合わせた住所情報の管理、②事業所と三井健保が管理する住所の統一、③三井健保からの送付物の誤配達防止等の観点から下記の取り扱いといたします。

記

1. 社会保障・税番号制度の実施に伴いご提供いただく住所は、被保険者の住民票の住所といたします（被扶養者に関する住所の提供、変更の届出は不要です）。
2. 新規取得の被保険者の住所は健康保険被保険者資格取得届から取得し、在籍する被保険者の住所は毎年6月にご提供いただき更新することといたします。
3. 在籍する被保険者の住所変更は、紙媒体又は電子媒体（電子媒体は事業所用）での届出を受付いたします。
 - (1) 紙媒体による住所変更の届出は、事業所と三井健保が管理する住所を統一するため、事業主の証明欄を新設いたしましたので、被保険者の方は必ず事業所へご提出ください。（事業主欄に記入・押印のない届出は受付いたしません。）
4. 三井健保から加入者の皆様への送付物（特定健診受診券や啓蒙資料等）については、すべて被保険者の住所に送付いたします。

なお、被扶養者宛の送付物を被保険者住所に送付する場合は、「親展」にて送付いたします。

以上

(問合せ先)

三井健康保険組合 適用課

TEL 03-3243-1404